

千葉県あすみが丘ワンハンドレッドヒルズ緑地協定

第1条 (目 的)

この協定は、あすみが丘ワンハンドレッドヒルズ環境維持協約（以下「環境維持協約」という）の精神を引継ぎ、都市緑地保全法（昭和48年9月1日法律第72号）第14条の規程に基づき、第5条に定める区域内における緑化に関する基準等を定め、緑豊かな住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

第2条 (名 称)

この協定は、千葉県あすみが丘ワンハンドレッドヒルズ緑地協定（以下「本協定」という）と称する。

第3条 (協定の締結)

本協定は、第5条に定める区域内の土地に所有権を有する者ならびに建築物の所有を目的とする地上権または賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」という）の全員の合意により締結する。

第4条 (協定の変更ならびに廃止)

第5条から第10条までに定める事項を変更しようとするときは、土地の所有者等の全員の合意によらなければならない。

2. 本協定を廃止しようとするときは、土地の所有者等の過半数をもってその旨を定めなければならない。

第5条 (協定の区域)

本協定の区域は、別図1に示すあすみが丘ワンハンドレッドヒルズの区域とする。

（別図1 千葉県あすみが丘ワンハンドレッドヒルズ緑地協定区域図）

第6条 (緑化に関する基準)

第1条の目的を達成するために、緑化に関する事項については、次の各項に定める基準によらなければならない。

2. 区画道路131、132および133号線に接する敷地の部分で、当該区画道路との境界線から6メートル以内の区域は、別図2に示す緑地ゾーンⅠとし、緑化の効用を妨げる建築物、門塀、フェンス、その他構築物を設置してはならない。

（別図2 緑地ゾーン配置図）

ただし、給排水・電気・CATV等の施設、画地番号サインおよび次の各号に定める敷地内への通路用舗装はこの限りでない。

- (1) 当該区画道路に一边を接する敷地においては、車用および人用通路の合計幅員は6メートル以内とする。
- (2) 当該区画道路に二辺以上を接する敷地においては、前号のほかに更に同じ条件で設置することができる。
3. 都市計画道路3-3-25、3-3-27号線に接する敷地の部分で、当該都市計画道

路との境界線から2メートル以内の区域、および街区コーナーアルコーブ部分、ならびに歩行者専用道路50号線に接する敷地の一部（最西端の部分のみ）で、当該歩行者専用道路との境界線から3メートル以内の区域は緑地ゾーンⅡ（別図2参照）とし、緑化の効用を妨げる建築物、門塀、フェンス、その他構築物を設置してはならない。

ただし、土留めのための擁壁については、高さ、材質、および色彩を環境維持協約締結時のものに準ずる。

4. 土地の所有者等は、緑地ゾーンⅠ・Ⅱ内に植栽されている樹木については、出来る限り増減植せず維持管理に努める。

ただし、通路用舗装の両側各々幅員1メートルの範囲については、植栽および高さ30センチメートル以下の構築物の設置はこの限りでない。

5. 土地所有者等は、緑化ゾーン以外の自己の所有地に植栽する樹木について、その樹木が各家庭、地域の環境保全に寄与するように、剪定、整枝、刈り込み、施肥等の維持管理に十分配慮する。

6. 土地の所有者等は、地域環境保全のため、公園、緑地、街路樹等の緑化の維持推進に協力する。

第7条 (有効期間)

本協定の有効期間は、千葉市長の認可公告のあった日から10年間とする。

ただし、第6条の規定に違反した者（以下「違反者」という）については、本協定は第9条および第10条の措置に関して期間満了後もなお効力を有する。

第8条 (期間の更新)

前条の有効期間満了日の6か月前までに、土地の所有者等より本協定の廃止について文書をもって申し出がない場合は、本協定は更新されたものとし、千葉市長に再度認可申請して認可された時点で、有効期間は10年間延長されるものとする。

2. 前項による更新期間終了後、更に本協定を更新する場合にも、前項の規定による。

第9条 (違反者への措置)

違反者があった場合は、第11条に定める運営委員会の委員長は委員会の決定に基づき、違反者に対して文書をもって相当の猶予期間を付して、当該違反行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2. 委員長は、土地の所有者等の建設計画が第6条の規定に違反することを確認できたときは、着工前であっても工事の差し止めを請求することができる。

3. 前2項の請求があった場合は、違反者は直ちにこれに従わなければならない。

第10条 (裁判所への提訴)

前条第1項または第2項に規定する請求があった場合において、違反者がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行、もしくは違反者の費用をもって第三者に必要な措置をなさしめる旨の請求を、裁判所に提訴することができる。

2. 前項の出訴手続等に要する費用は、当該違反者の負担とする。

第11条 (運営委員会)

本協定の運営に関する事項を処理するため、あすみが丘ワンハンドレッドヒルズ緑地協定運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2. 委員会は、土地の所有者等の互選により選出された委員若干名をもって組織する。
3. 委員の任期は、1年とする。
ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 委員は再任されることができる。

第12条 (役員)

委員会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1)委員長 | 1名 |
| (2)副委員長 | 2名 |
| (3)会計 | 1名 |

2. 委員長は委員会を代表し、本協定の運営事務を総括する。
3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。
4. 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

第13条 (協定の効力)

本協定は、千葉市長の認可公告のあった日以降において土地の所有者等になった者に対しても、その効力を有する。

第14条 (緑地ゾーン内の樹木等の変更)

土地の所有者等は、緑地ゾーン内の形質および通路を変更し、もしくは樹木を増減植する場合は、事前に委員会の承認を得るものとする。

第15条 (土地の所有者等の届出)

土地の所有者等は、所有権ならびに建築物の所有を目的とする地上権または賃借権を移転するときは、事前にその旨を委員会に届出るものとする。

第16条 (補則)

本協定に規定するもののほか、委員会の運営、ならびに委員、役員に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

1. 本協定は、都市緑地保全法第16条第1項の規定による千葉市長の認可公告のあった日から効力を発する。